

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の  
 裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年九月八日

広島県収用委員会

- 一 起業者  
 広島県
- 二 事業の種類  
 県道大竹湯来線局部改良工事（広島県大竹市地内）
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		公簿(㎡)	実測(㎡)	裁決手続を開始する土地の面積(㎡)
		公簿	現況			
広島県大竹市玖波町字木場	地番不明 ただし、 五六五又は 八六一一	畑 保安林	雑種地	三四三二八 三四六		二八五・〇二 内収用 二〇一・八五 （別紙地積測量 図中アイウ エオカキクケ コサシスセソ タチツテトナ ニハアで囲ま れた部分） 八三・一七 （別紙地積測量 図中モメムミマ ホヘフヒクキカ オエウイアハヤ モで囲まれた部 分）
		保安林	畑			

#### 四 土地所有者の氏名及び住所

- 1 広島県大竹市玖波町字木場地番不明ただし、五六五又は八六一一の土地について  
土地所有者不明

ただし、次の二筆のうちいずれか

広島県大竹市玖波町字木場五六五番の場合

松本武 広島県大竹市玖波一丁目七番五号

広島県大竹市玖波町字木場八六番一の場合

持分三分の一 宮井博基 大阪府東大阪市菱屋西六丁目二番三号(株)イワサキ寮

故村上富喜榮相続人

持分十八分の一 村上俊一 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地三

持分十八分の一 村上イクエ 広島県尾道市瀬戸田町御寺九一三番地一

持分十八分の一 村上良子 広島県福山市能島三丁目六番二〇号

持分十八分の一 金本富子 広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田四五一番地二

持分十八分の一 中原恵子 広島県広島市中区寺町五番三八号

持分十八分の一 村上清信 広島県尾道市瀬戸田町宮原七六〇番地二

故岡野悦雄相続人

持分四十八分の一 岡野喜恵美 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二

持分四十八分の一 澤田直子 茨城県神栖市土合中央三丁目九番一九―二〇三号

持分四十八分の一 岡野陽一 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑一八五八番地

持分四十八分の一 平山博子 千葉県佐倉市中志津七丁目二一番二号

持分四十八分の一 岡野隆子 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二

持分四十八分の一 岡野光垂 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二

- 2 広島県大竹市玖波町字木場地番不明ただし、五六五地先又は八六一一の土地について

土地所有者不明

ただし、次の二筆のうちいずれか

広島県大竹市玖波町字木場五六五番地先の場合

荒瀬政信 広島県大竹市玖波六丁目一〇番一二号

広島県大竹市玖波町字木場八六番一の場合

持分三分の一 宮井博基 大阪府東大阪市菱屋西六丁目二番三号(株)イワサキ寮

故村上富喜榮相続人

持分十八分の一 村上俊一 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地三

持分十八分の一 村上イクエ 広島県尾道市瀬戸田町御寺九一三番地一

持分十八分の一 村上良子 広島県福山市能島三丁目六番二〇号

持分十八分の一 金本富子 広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田四五一番地二

持分十八分の一 中原恵子 広島県広島市中区寺町五番三八号

持分十八分の一 村上清信 広島県尾道市瀬戸田町宮原七六〇番地二

故岡野悦雄相続人

- 持分四十八分の八 岡野喜恵美 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二
- 持分四十八分の一 澤田直子 茨城県神栖市土合中央三丁目九番一九一〇三号
- 持分四十八分の一 岡野陽一 東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑一八五八番地
- 持分四十八分の一 平山博子 千葉県佐倉市中志津七丁目二一番二号
- 持分四十八分の一 岡野隆子 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二
- 持分四十八分の一 岡野光垂 広島県尾道市因島田熊町一九一三番地二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日  
平成二十年八月二十六日